

令和6年度 運輸安全マネジメントの取り組み

●わが社の事故防止のための安全方針

1. 「輸送の安全はわが社の根幹」
2. 「経営・現場間の十分な意思疎通とコミュニケーションで情報を共有」
3. 「安全文化風土を構築し、全社的に安全マネジメントを推進」

●安全方針に基づく目標

1. 交通物損事故を年間5件以内とし、構内物損事故を10件以内とする。
2. 労災事故を年間5件以内とし、休業災害を1件以内とする。
3. 追突事故、交差点事故をゼロとし、人身事故を含む重大事故をゼロとする。
4. 構内道路標示の遵守徹底。一時停止、徐行を必ず守る。
5. 時間外労働時間の上限厳守

●目標達成のための計画

1. 事故の罰則規定を策定し、明確にすることで事故防止の意識を高める。
2. 現場作業時のヘルメット、手袋、安全靴の着用ルールを徹底。
3. わき見運転の撲滅。ながら運転している乗務員には必ず指導する。
4. 定期的に全乗務員のドライブレコーダーのチェックを行う。
5. 月間目標拘束時間の厳守。上限の310時間は絶対に超えない。

●情報伝達及びコミュニケーションの確保

1. 安全衛生委員会での従業員への意見聴取の実施
2. K Y T等乗務員教育の場での安全に関する意見聴取の実施
3. 事故惹起者への4者面談の実施（3日以内）、乗務員への事故内容の開示、原因対策の周知徹底

●事故、ヒヤリ・ハット・ドライブレコーダー情報等の収集・活用

1. 配車管理者は、ヒヤリハット手帳を1ヶ月に1度必ず乗務員に提出させる。
2. ヒヤリハット手帳の内容を周知し、ハザードマップを作成する。
3. ドライブレコーダーの音声再生機能を利用し、事故多発地点で警告音声を流し、事故防止に努める。
4. ドライブレコーダーの映像を定期的にチェックし、特に事故惹起者の映像は期間を定めて毎運行チェックする。

●関係法令等の遵守の確保

1. 新改善基準告示を遵守徹底。乗務員の健康と輸送の安全確保に努める。
2. 国土交通大臣告示第1366号に沿った内容の年間教育を行い、100%受講させる。
3. 休息が取れないコースの見直しをし、一日の拘束時間を守れる環境を作る。
4. 月間拘束時間の遵守。目標時間を超過しそうな乗務員は出荷業務に出さない。

●安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

1. 事故発生時における、罰則規定の策定をする。
2. 初任診断、適齢診断、一般診断、特定診断（事故惹起者）を実施する。
3. 構内走行時の一時停止、徐行、構内作業時におけるヘルメット、手袋、安全靴の着用ルールの徹底遵守させる。
4. 災害発生時や事故発生時に使用する、社内連絡網、卸先・荷主の連絡先の作成。
5. 重大事故発生時における初動体制の確立と運用。

●内部監査

1. 安全管理体制の自己診断。
2. 毎年1回（毎年2月）、経営幹部を含めて、安全の取り組み状況の内部監査を実施。

●マネジメントレビューと継続的改善

1. 年度末（2月の）経営会議で内部監査の結果等をもとに、安全管理体制全般の見直し・改善を行い、将来考えられる課題に対してあらかじめ対策措置を講ずる。

●社内ルールの文書化と再検討、改善

1. 文書化によってルールの属人化を防止し、常に把握しておける環境を作る。
2. 内部監査時に限らず、社内ルールを常に更新し時代に則した社内環境を作る。

●社内への通知方法

1. 社内に安全方針を掲示します。
2. 危険予知トレーニングを実施します。
3. 点呼時に周知していきます。
4. 掲示板にて事故概要を掲示します。

●安全統括管理者

- ・代表取締役社長 鈴木克洋

●要員の責任と権限

- ・運輸安全管理規程の制定施行（H26.4.1制定施行）
- ・責任と権限の明確化

